

児童手当「同居優先」における受給者変更について
－離婚協議中の別居により児童手当の受給者変更をしたい方－

児童手当は、原則、父母のうち生計を維持する程度が高い（所得が高い）方に支給することと定められています。

しかし、離婚協議中などにより別居している場合、所得状況に関わらず、児童と同居している方を受給者として認定（児童手当法第4条第4項により認定）することができます。

ただし、受給者を変更するには一定の要件や書類の提出が必要となります。

1. 「同居優先」の要件（①～③の要件をすべて満たしている必要があります。）

- ① 現受給者（配偶者）と別居していること
（実態は別居しているが、事情があり住民票上別居になっていない場合はご相談ください。）
- ② 請求者と児童が同一世帯であること
- ③ 配偶者と離婚協議中であることが確認できる書類が提出できること

〈離婚協議中であることが確認できる書類の例〉

※少なくとも一方に離婚の意思があり、それが相手に伝わっていることがわかるもの。
内容によっては認められない場合もありますので、確認書類等をお持ちの上ご相談ください。

- ・調停期日呼出状の写し
 - ・家庭裁判所における事件係属証明書
 - ・調停不成立証明書
 - ・公的機関から発行された書類（離婚裁判に係る控訴状の副本など）
 - ・離婚の申し入れに係る内容証明郵便の謄本
 - ・弁護士等、第三者により作成された書類
（弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書など）
 - ・上記の証明書の入手・提出が困難な場合に限り、現受給者と離婚協議中である旨の申立書（必ず現受給者が直筆で記入したもの）
- } 夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの
（婚姻費用分担のものは対象外）

2. 申請時期

- 1. 「同居優先」の要件をすべて満たした後、認定請求ができます。
（原則、認定請求した翌月分から支給開始となります。）

3. 必要書類

- ・配偶者と離婚協議中であることが確認できる書類
- ・請求者の健康保険証（※児童が3歳未満の場合のみ）
- ・請求者名義の口座情報がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）

（裏面に続く）

◎注意事項◎

- ・ 別居により市外に転出される場合は、転出先での申請となるため、転出先の市町村でご相談ください。
- ・ 請求者が公務員の場合は、職場で申請となるため、請求者の職場でご相談ください。
- ・ 現受給者が住民票を異動せず行方不明となった場合や、DV被害等でお悩みの場合は、上記に該当しない場合でも受給者変更ができる場合がございますので、ご相談ください。
- ・ 仕事の都合で単身赴任している等、離婚協議に関係なく別居している場合は、対象となりません。

問合せ・提出先

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市こども部こども政策課こども福祉係

電話番号 029-883-1111 (内線 1550)

受付時間 平日 8時45分～16時30分